

措置通知

滋賀県議会議員 大野 和三郎

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例（平成 15 年滋賀県条例第 69 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、令和 4 年 5 月 25 日付けで審査請求のあった、貴下が、令和 3 年 11 月から 12 月にかけて、県に対し全国農業協同組合連合会滋賀県本部と特定業者との取引の見直しを求めるよう要した際の

- ・職員に対する暴言や職員の説明を一方的に遮るなどの高圧的な言動
- ・職員に実現不可能な要求を執拗に繰り返し、過度な負担をかける行為
- ・議会運営委員会委員長という要職に就いている中での関連予算を議案として取り扱わない旨の発言
- ・所属する会派の決定がないにもかかわらず、会派の政務調査会長を面談に同席させ、県議会第一会派の要求であるかのように装った発言

は、条例第 3 条第 1 項第 3 号に違反し、政治的および道義的な責任があると認められる。

よって、条例第 10 条の規定に基づき、以下の措置を講じる。

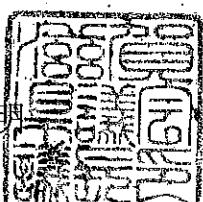
1. 本会議における陳謝
1. 滋賀県議会議員政治倫理審査会が政治倫理規準に反すると評価した行為を繰り返さないことを求める文書警告（別添のとおり）

陳謝にあたっては、令和 5 年 2 月定例会議初日の本会議において、登壇の上行うものとし、滋賀県議会議員政治倫理審査会において政治倫理規準に反すると評価された事実すべてについて、県民、関係者および議会に対して明確に謝罪することを求める。

なお、本来「役職辞任の勧告」とすることが適当であるところ、貴下は既に役職を辞任していることから、以上の措置にとどめる。

令和 5 年 1 月 27 日

滋賀県議会議長 岩佐 弘明



警 告 書

滋賀県議会議員 大野 和三郎

貴下が、令和3年11月から12月にかけて、県に対し全国農業協同組合連合会滋賀県本部と特定業者との取引の見直しを求めるよう要求した際の

- ・職員に対する暴言や職員の説明を一方的に遮るなどの高圧的な言動
- ・職員に実現不可能な要求を執拗に繰り返し、過度な負担をかける行為
- ・議会運営委員会委員長という要職に就いている中での関連予算を議案として取り扱わない旨の発言
- ・所属する会派の決定がないにもかかわらず、会派の政務調査会長を面談に同席させ、県議会第一会派の要求であるかのように装った発言

は、滋賀県議会議員政治倫理審査会において、いずれも議員としての品位と識見を欠き、滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例（平成15年滋賀県条例第69号）第3条第1項第3号に違反し、政治的または道義的な責任を免れることはないと判断した。

かかる一連の行為は、議員の職員に対する優越的な関係が背景にある中、品位と識見を欠いており、本職として決して許すことはできない。議員として厳しく非難されてしかるべき行為であり、猛省を求めるものである。

貴下においては、改めて議員には自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、政治倫理規準を遵守した行動が求められていることを認識するとともに、今後かかる行為を二度と繰り返さないよう本職において厳重に警告する。

令和5年1月27日

滋賀県議会議長 岩佐 弘明

